

# 10

特集 糖尿病足病変の治療

## 糖尿病診療・看護の实践における「糖尿病合併症管理料」評価と今後の課題

数間恵子

東京大学大学院 医学系研究科 健康科学・看護学専攻 成人看護学分野 教授

平成20年度の診療報酬改定において、外来での糖尿病診療・看護にかかわる診療報酬行為として、糖尿病重症化予防を目的とした「糖尿病合併症管理料」（170点、1回30分以上）が新規に評価され、全国でその診療報酬行為の算定が進みつつある。

本稿では、これまでの診療報酬体系のなかで外来における糖尿病診療・看護にかかわる行為が評価されてきた流れを振り返って、今回の診療報酬評価の背景・意義を確認するとともに、「糖尿病合併症管理料」評価に至った経緯、診療報酬行為算定上の解釈、算定上の課題、および、診療報酬上の今後の外来における糖尿病診療・看護上の課題について検討する。

### 外来における糖尿病診療・看護にかかわる診療報酬行為評価の流れ(図1)

1981年に初めて「インスリン自己注射」が認められた。それまでインスリン使用患者は、注射の都度、医療機関に通うか、自費でインスリン製剤を購入せざるを得ず、非常な不便を強いられていた。自己注射のためのインスリン製剤の保険適用承認には、西東京の患者会の働きかけがあり<sup>1)</sup>、患者のQOL向上に寄与した。

次いで認められたのは、「在宅療養指導管理料」と「在宅療養指導料」である。これらは、当時の入院医療費の高騰対策として1992年に医療法を改定し、在宅での医療処置の実施・管理を認めるものであった。インスリンの自己注射は、それまでのQOLの視点から在宅医療の枠組みのなかへと移行し、医療者は在宅自己注射指導管理の一貫としてインスリン使用患者に対応することと

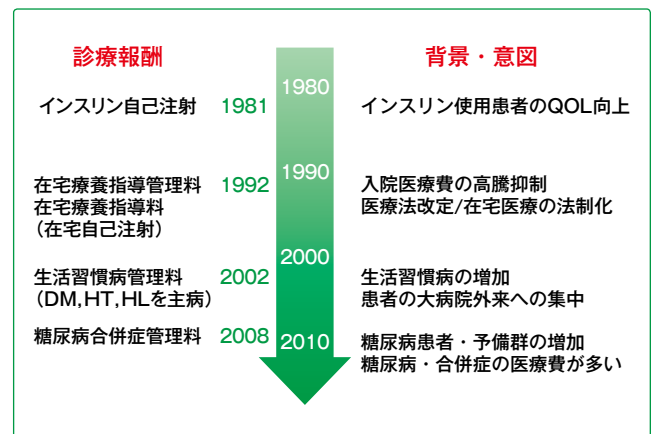


図1 糖尿病診療・看護にかかわる診療報酬評価の流れ

なった。なお、この「在宅医療」の枠組みには、訪問を要する患者以外に、外来通院しながら医療機関以外の場で医療処置を実施・管理している患者が含まれる。

その後、成人病（平成8年に厚生省により、生活習慣病の呼称が提唱された）罹患者の増加と大病院外来への集中

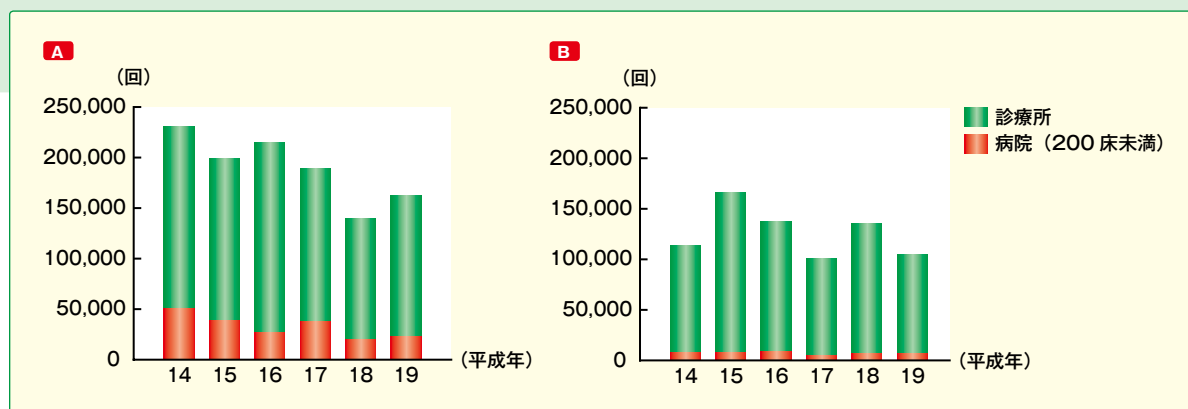


図2 生活習慣病管理料算定件数の推移(社会医療診療行為別調査データをもとに筆者作成)

A: 処方箋交付あり / B: 処方箋交付なし

を背景に、それを緩和するために病院機能を分化し、外来患者の診療を大病院から中小病院・診療所へと誘導する策として、2002年に「生活習慣病管理料」が新設された。算定対象は高脂血症、高血圧、糖尿病を主病とする患者で、療養計画書を作成し、実施の支援を評価するもので、運動習慣および食生活の改善を基本とすることから、処方箋を交付しない場合のほうが点数が高く設定されている。療養計画の様式については、平成18(2006)年に修正版が出された。その趣旨は、患者の生活改善の目標とその方策を患者と共有し、計画の立案と実施において患者の参加が促されるようにすることであり、指導担当者のサインを求め、指導責任の所在が明示される仕組みになった。

なお、社会医療診療行為別調査による「生活習慣病管理料」の算定数の推移(図2)をみるかぎり、「生活習慣病管理料」評価の意図が反映されるには至っていないと推察される。

その後の糖尿病患者数の増加には著しいものがあり、平成15(2003)年には国民医療費全体の31.5兆円のうち生活習慣病関連が3割を占め、そのうちの糖尿病とその合併症関連の医療費は1.9兆円となった。平成19年の国民健康・栄養調査の概要では、40歳以上では3人に1人が糖尿病あるいはその予備群であることが示された<sup>2)</sup>。今後の医療費に占める糖尿病関連の医療費抑制は国民的課題であり、糖尿病の種々の合併症のうち、神経障害と血管障害に基づく足病変については予防効果が認められるとして、2008年の診療報酬改定において、糖尿病重症化予防を趣旨とした「糖尿病合併症管理料」が評価されるに至った。

## 「糖尿病合併症管理料」評価に至った経緯

「糖尿病合併症管理料」は、上記の糖尿病患者の増加およびその関連医療費の増加を背景とし、日本糖尿病教育・看護学会(以下、本学会)の特別委員会(平成18・19年)の活動を契機として評価された。この委員会は、厚生労働省看護課事業「専門分野(がん・糖尿病)における臨床実践能力の高い看護師の育成強化推進事業」が円滑に進むことを支援する目的で設置されたものだった<sup>3)</sup>が、そのミッションをほぼ終えていたことから、平成20年度診療報酬改定に向けて活動した。当時の特別委員会委員長の強力なリーダーシップのもと、糖尿病フットケアに関して診療報酬評価の必要性を示すために情報収集を行い、糖尿病の疫学的情報および糖尿病足病変とその予防の意義についての概説に基づき、医療技術評価の提案に際して求められる、技術の有効性、普及性、成熟度などに関する情報を厚生労働省保険局医療課に提供した。併せて、算定要件に関する問い合わせに対応した。

### 技術の有効性、普及性、成熟度などに関する情報提供

#### 1) 日本糖尿病教育・看護学会学術集会プログラムにみるフットケアの動向

本学会会員の協力により、本学会設立当初から2007年までの学術集会抄録集からフットケア関連の内容が抽出され、以下が示された<sup>4)</sup>。